

使用済みプラスチックのリサイクル施設の整備に対して支援を受けたい

使用済みプラスチックリサイクル支援事業（プラスチック資源循環促進事業）

使用済みプラスチックの減量化や有効利用を図るためのリサイクル施設の整備を支援します。

※使用済みプラスチック：一般廃棄物、産業廃棄物及び有価物を含む。

補助を利用できる方

- ①県内の事業者で、県内で新たに施設を整備（新設又は改造）し、リサイクル事業を行おうとする方
- ②廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌ又は第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない方
- ③県税の滞納等がない方
- ④事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある方

補助の要件

- ①施設の中核的技術やリサイクルシステム等において先導性を有し、他のモデルとなること
(例)・光学式センサーを用いて樹脂の種類別に分別
・マテリアルリサイクル等の質の高いリサイクル手法 など
- ②使用済みプラスチックのリサイクル、減量化効果が高く、県内への波及効果が見込めるもの
- ③焼却施設等使用済みプラスチックの処理、処分を主たる目的とするものでないこと
- ④混合廃棄物の選別を主たる目的とするものでないこと
- ⑤施設整備完了後、速やかに事業化できるものであること

補助の内容

【補助率】

補助対象経費の1/2以内（5,000万円を限度。ただし、産業廃棄物のリサイクルを行わない場合は、3,500万円を限度）

【補助対象経費】

- ①本工事費 ②付帯工事費 ③機械器具費など

【その他】

- ・補助事業は補助金の交付決定後に着手し、当該年度末（3月31日）までに完了することが必要です。
- ・補助金の支払いは、補助事業終了後、原則として精算払いとなります。
- ・採択件数 予算の範囲内で1件程度

募集期間

令和3年度の募集期間（令和3年4月26日から5月14日）

申請の手続き

補助事業計画書に必要書類を添えて提出していただきます。

※廃棄物の種類、施設の規模によって、廃棄物処理法上の許可が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係の廃棄物担当部局と相談した上で計画書を提出してください。

※計画書等の様式は県のホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL：092-643-3372 E-mail：recycle@pref.fukuoka.lg.jp

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pla-shisetu.html>